

第 67 号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 36 年滋賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「書類に署名押印し、」を「書類を」に改める。

別記様式第 5 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第 5 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にある改正前の別記様式第 5 号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)の施行により、懲役および禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されること等に伴い、必要な規定の整理を行うため、教育職員免許状に関する規則(昭和36年滋賀県教育委員会規則第1号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1)教育職員免許状に関する手続において署名押印を必要とする書類について、請求者による署名押印を不要とすることとします。(第21条関係)
- (2)改正対象字句となる「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、必要な経過措置を設けることとします。(別記様式第5号関係)

3 施行日

- (1) 2(1)の改正 公布の日
- (2) 2(2)の改正 令和7年6月1日

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

旧	新
第1条～第20条 省略 (審理の公開請求) 第21条 聴聞の当事者は、免許法第12条第2項の規定により審理の公開を請求するときは、聴聞の期日の14日前までにその旨を記載した書類に署名押印し、委員会に提出しなければならない。 第22条～第32条 省略 付則 省略 別表第1～別表第3 省略 別記様式第1号～別記様式第4号 省略 様式第5号(第3条、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係) 宣 誓 書 わたくしは、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。 年 月 日 氏 名 注 申請者本人が署名すること。 (教育職員免許法抜粋) 第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 禁錮以上の刑に処せられた者 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者	第1条～第20条 省略 (審理の公開請求) 第21条 聴聞の当事者は、免許法第12条第2項の規定により審理の公開を請求するときは、聴聞の期日の14日前までにその旨を記載した書類を委員会に提出しなければならない。 第22条～第32条 省略 付則 省略 別表第1～別表第3 省略 別記様式第1号～別記様式第4号 省略 様式第5号(第3条、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係) 宣 誓 書 わたくしは、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。 年 月 日 氏 名 注 申請者本人が署名すること。 (教育職員免許法抜粋) 第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(用紙 日本産業規格A列4番)

別記様式第6号～別記様式第23号 省略

- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(用紙 日本産業規格A列4番)

別記様式第6号～別記様式第23号 省略